

## 参考資料 1 (資料 1 関係)

- ・ 県統一保険料率の基本的な考え方について (まとめ)
- ・ 県統一保険料率までのスケジュールイメージ



## 県統一保険料率の基本的な考え方について（まとめ）

### 1 県統一保険料率の意義

#### (1) 更なる支え合いによる財政運営の安定化

今後、被保険者数の減少や被保険者の所得の減少、高度医療や高額薬剤等による保険給付費の負担増などによる影響が想定されることから、特に小規模市町村の財政運営が不安定化しないよう、県全体でリスクを共有し、支え合うことにより、国民皆保険制度を将来にわたり堅持する。

#### (2) 市町村ごとに異なる保険料負担の不公平感の解消

保険料率の算定方法を同一とすることにより、被保険者にとって分かりやすくなることで、不公平感の解消が図られる。

### 2 統一予定時期

県統一保険料率の開始予定時期は令和11年度とする。

統一予定時期は、県統一保険料率の課題となっている市町村間の格差を縮小するための「取組期間」と、その後、保険料の変動をできるだけ緩和するための「移行期間」を経るものとする。

### 3 取組期間

令和2年度から令和5年度までを保険料（税）水準の統一に向けた医療費格差の縮小や保険料収納率向上等の取組期間とし、市町村間の格差縮小を目指す。

なお、医療費指数や保険料収納率の改善状況を確認、評価する。

### 4 移行期間

令和6年度から令和10年度までを県統一保険料率に向かう移行期間とし、納付金算定において、以下の取扱を実施する。

- (1) 令和6年度から納付金算定における所得係数と標準保険料率算定における所得係数を同値とする。（所得係数 $\beta$ 値の統一）
- (2) 令和7年度以降、以下の調整を段階的に実施する。
  - ①医療費等の状況の反映に関する調整（医療費指数反映係数 $\alpha=0$ に向けた調整）
  - ②経費や公費の県単位化に向けた調整
  - ③保険料収納率による調整

## 5 県統一保険料率の例外的な取扱い

市町村国保における財政調整基金は被保険者負担や市町村の努力によるものであり活用は市町村が決定するものであること、また、インセンティブは統一後も医療費や収納率の改善を継続するために必要であることから、次に掲げる場合は、当分の間、県と市町村が協議の上、県統一保険料率の例外的な取扱いを可能とする。

- (1) 市町村国保における財政調整基金を活用し、保険料率の抑制や、市町村独自の保険料軽減などの取組を行う場合
- (2) 決算剰余金等の留保財源を活用し、保険料率の抑制や、市町村独自の保険料軽減などの取組を行う場合
- (3) 県財政安定化基金からの貸付に係る償還の財源を確保するため、保険料率を上げる必要がある場合

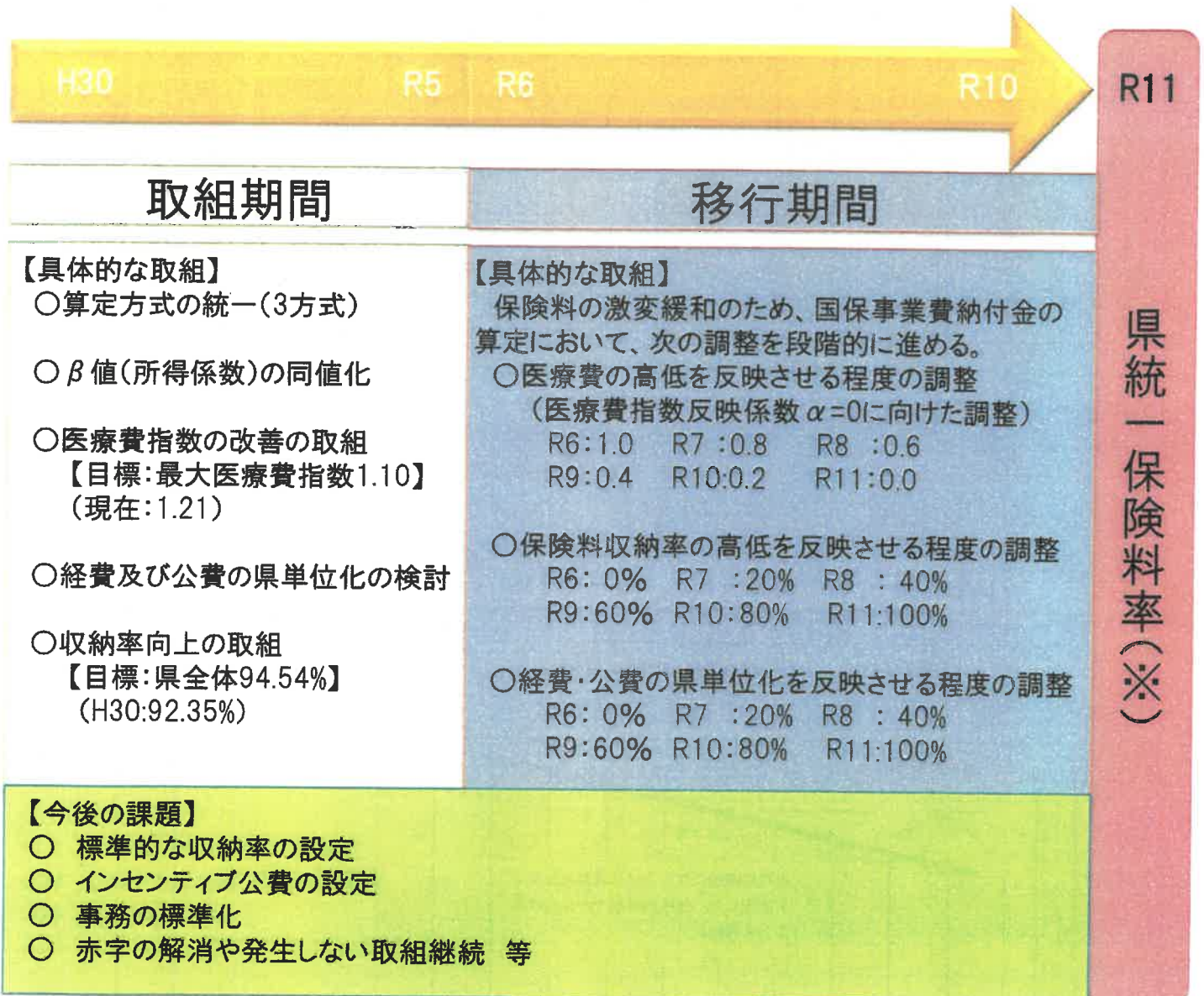
## 6 課題への対応について

インセンティブの在り方等については、引き続き検討する。

## 県統一保険料率までのスケジュールイメージ

### 県統一保険料率の意義

- ①市町村間の更なる支え合いによる財政運営の安定化
- ②市町村ごとに異なる保険料負担に対する被保険者の不公平感の解消

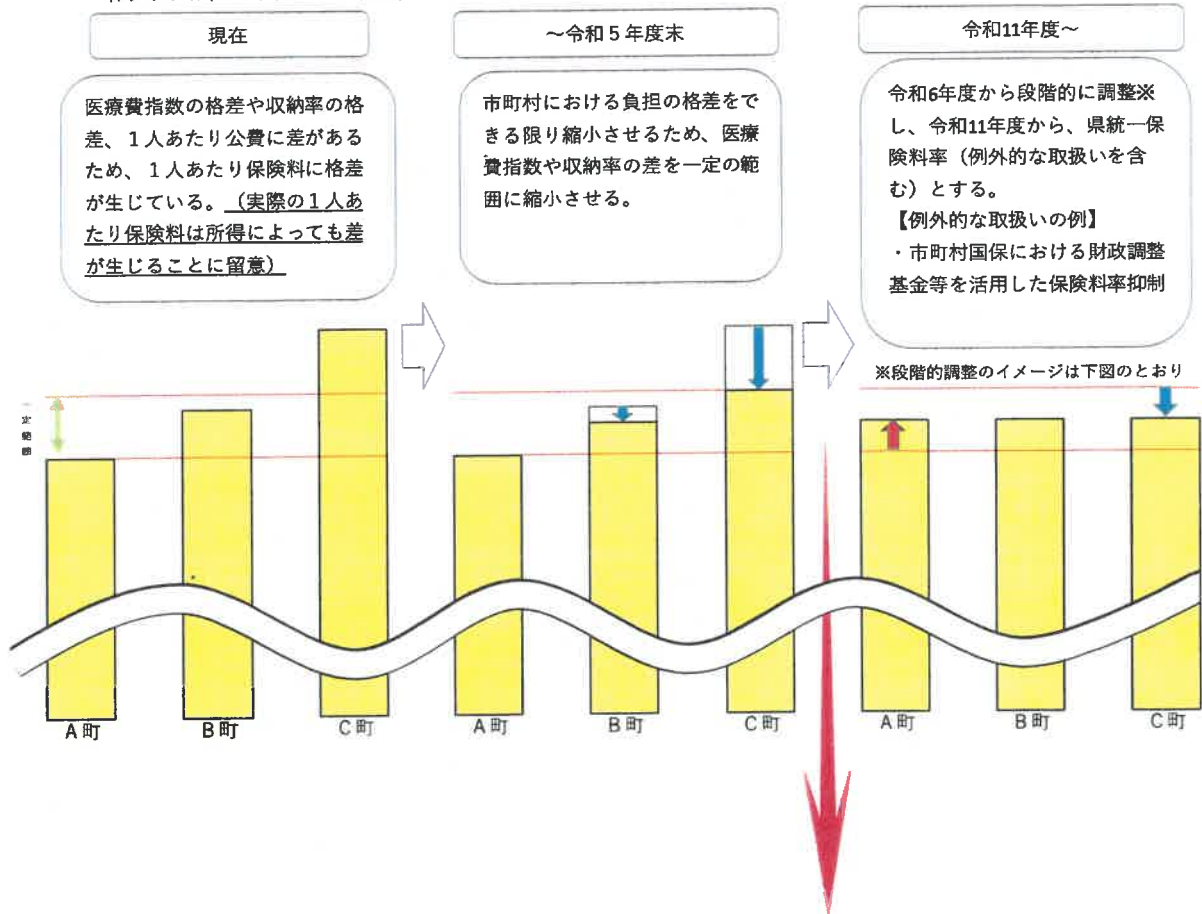


県統一保険料率(※)

※例外的な取扱いを含む(市町村国保の財政調整基金の活用等)

県統一保険料率のイメージ

【前提】 A町、B町、C町とも所得総額、被保険者数、世帯数等が同じであるとする。  
棒グラフは、「1人あたり保険料」を示している。



県統一保険料率のイメージ【移行期間のイメージ】（1人あたり保険料が上がる場合）

【前提】 1人あたり保険料が変化する理由は、① $\alpha=0$ に向かう調整、②収納率による納付金調整、③公費等の県単位化によるものだけであり、所得や被保険者数による1人あたり保険料が年度ごとには変化しないものと仮定している。  
棒グラフは、「1人あたり保険料」を示している。

